

別表第1（第5条関係）

施工基準

<p>1</p>	<p>一般事項</p> <p>① 余市町合併処理浄化槽設置整備事業（以下「事業」という。）は、この要綱及びこの基準並びに各種法令等を遵守し、施工するものとする。</p> <p>② 浄化槽工事業者が浄化槽工事を行うときは、浄化槽法第29条の規定により、浄化槽整備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。</p> <p>③ この要綱に基づく事業を計画している者（以下「依頼者」という。）から、浄化槽設置工事の依頼を受けた浄化槽設置工事業者は、依頼者へ事業制度、この要綱に示す各種申請書等の作成方法、現地測量、工事施工、完成通知書、事業実績報告書等の作成方法及び維持管理等について、親切丁寧に説明し納得させなければならない。</p> <p>④ 専用住宅又は店舗併用住宅から排出される雑排水及び水洗便所の汚水を浄化槽へ接続する場合には、余市町排水設備指定業者により施工しなければならない。</p>
<p>2</p>	<p>掘削工事 合併処理浄化槽設置箇所における掘削工事については、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① 掘削面積は、底版スラブから概ね50cm以上広く掘削すること。</p> <p>② 掘削深さの管理方法は、基礎が不安定となったり、水平を保つことが困難となることから、所定の深さ以上に掘削しないこととする。万が一、所定の深さ以上に掘削した場合には掘削土で埋戻しせず、基礎コンクリートにて過掘り分を調整すること。</p> <p>③ 掘削においては、周辺の状況、土質及び地下水の状況等に適した工法とし関係法令に基づいた施工に努めること。なお、掘削深が1.50m以上となる時は、掘削地盤が崩壊しない安定勾配を設けたオープン掘削、又は土留工を設置する等、安全に配慮した施工とすること。</p>

3

基礎工事 浄化槽工事において槽の水平確保及び不等沈下を防止するうえで極めて重要であるため十分配慮すること。なお、原則、上載荷重を考慮した検討とし、次に示すとおりである。

- ① 基礎材は、普通地盤の場合は切込砕石（0～80mm）とし、軟弱地盤の場合には割栗石とする。敷厚は共に150mmとする。
- ② 捨てコンクリート（均しコンクリート）の厚さは、50mm以上とし、設計基準強度は 18N/mm^2 ・スランプは18cmとする。なお、コンクリート打設後の養生期間は1日以上とすること。
- ③ 底盤コンクリートは、鉄筋コンクリートとし現場打ちとする。また、必ず型枠を設置するものとする。
- ④ 底盤コンクリートの厚さは、150mm以上とし設計基準強度は 21N/mm^2 以上、スランプは8cmとする。なお、コンクリート打設後の養生は湿潤養生とし、養生期間は次のとおりとする。

湿潤養生期間の標準

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日
10℃以上	7日	9日	4日
5℃以上	9日	12日	5日

- ⑤ 底盤コンクリートを打設する前に、SD295-D10を使用し、配筋ピッチは200mm以内のダブル筋とする。また、必ずスペーサーを入れることとする。
- ⑥ 湧水が多く工事及び周辺地盤に影響を及ぼすおそれがある場合において、底盤コンクリートの施工が困難であると予測されるときには、既製底盤コンクリート（プレキャスト）を使用することができるものとする。その場合は、捨てコンクリートに空練モルタルを敷き均すこととする。なお、既製底盤コンクリートを使用する場合は、申請時にセメント試験成績表、骨材試験成績表、鋼材検査証明書、製品配筋図、試験荷重計算書を提出し、実績報告時に製造番号等が確認できる写真又は出荷証

	<p>明書、納品書等を提出すること。</p> <p>⑦ 各製造メーカーの施工要領書・仕様書・構造図・配筋図等が、①～⑥の基準（上載荷重を考慮する。）よりも条件が厳しい場合には、製造メーカーの指示どおりとし、それ以外は①～⑥のとおりとすること。</p>
4	<p>据付工事 合併処理浄化槽据付については、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① 浄化槽を搬入した車輛からは、周辺の状況を確認しながらクレーン等により所定の設置箇所へ据付を置くものとする。なお、浄化槽を落下させることのないよう十分に注意をすること。</p> <p>② 浄化槽を仮置きする場合は、浄化槽に損傷を与えぬよう保護マットや枕木等を敷くこと。</p> <p>③ 流入口・流出口のレベルの確認を十分に実施すること。</p> <p>④ 浄化槽設置完了後に、清掃を行い満水状態にして24時間放置し、水面高の変化及び外観等の目視による、漏水の有無について検査（水張試験）を行うこととする。また、水張試験時には、浄化槽本体の鉛直方向（傾き）の確認を行うものとする。なお、工事完了後はポンプ槽及び汚泥貯留槽を除く、すべての槽を満水状態とすること。</p> <p>※参考「国土交通省：公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」</p> <p>⑤ ろ材・接触材の変形・破損の有無を確認すること。</p> <p>⑥ 薬剤筒の有無・傾きを確認すること。</p>
5	<p>埋戻工事 合併処理浄化槽設置後の埋戻しについては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① 埋戻しは、槽内に半分程度注水した後、良質土で行うものとし、周囲を均等に突き固め、水締めを行うものとする。なお、突き固めの際には機械による転圧を行ってはならない。</p> <p>② 埋戻しは、鋭角な碎石等による槽本体の破損が生じぬよう、十分に注意すること。</p> <p>③ 埋戻しの、一層当たりの仕上げ厚は30cm以下とする。なお、土留めを使用する場合は埋戻し一層毎後に土留材を引き抜くこととする。</p>

6	<p>上部スラブコンクリート工事 合併処理浄化槽上部スラブコンクリート工事については、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① 上部スラブコンクリートの設計基準強度・コンクリートの厚さ・配筋については、底盤コンクリートに準じるものとする。</p> <p>② マンホール開口部の周りには、補強としてダイヤ筋を入れること。</p> <p>③ 上部スラブコンクリートは金ゴテ仕上げとし、地盤から3 cm程度高くし、水切り勾配を設けるものとする。</p>
7	<p>マンホール設置工事 合併処理浄化槽マンホール設置工事については、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① マンホール蓋の構造は、車輛及び除雪機械等の乗入れがある場合には、その荷重に耐えられるものとする。</p> <p>② マンホール蓋の嵩上げ高さは30 cm以内とし、それ以上はピット構造とする。なお、ピットの構造については「小規模合併処理浄化槽構造基準・同解説」に準じるものとする。</p>
8	<p>上載荷重対策工事 合併処理浄化槽を設置するに当たり、基礎工事・上部スラブコンクリート工事に記載のコンクリートの設計基準強度・コンクリートの厚さ・配筋は上載荷重に対する対策がなされているが、それ以外に支柱を使用する場合は次のとおりとする。</p> <p>① 支柱は、内径200 mm以上の円形型枠を使用すること。</p> <p>② 支柱に使用する柱筋は、SD295-D13を使用し設置本数は、4本以上とすること。ただし、浄化槽本体の長さが2500 mm以上、又は幅1350 mm以上のものは、6本以上使用すること。</p> <p>③ フープ筋は、SD295-D10を使用し、ピッチは150 mmとする。</p> <p>④ 鉄筋の継手長さは、25D以上とする。</p>
9	<p>浮き上がり対策工事 合併処理浄化槽を設置する箇所において、地下水が高い場合には次の対策を講じなければならないものとする。</p> <p>① 製造メーカーの標準仕様による浮上防止金具を使用し、槽本体と底盤コンクリートを一体構造物として固定し、浮上りを防</p>

	<p>止すること。</p> <p>② 本体の周辺をコンクリートで固め、槽の自重を増やし浮上りを防止すること。</p>
1 0	<p>傾き対策工事 合併処理浄化槽を設置する箇所において、偏土圧・偏水圧による影響がある場合には次の対策を講じなければならないものとする。</p> <p>① 浄化槽と基礎を一体構造物とし、基礎の根巻き等により防止すること。</p>
1 1	<p>ブロワー工事 ブロワーの据付においては、次の点に留意し、設置者と協議して選定しなければならない。</p> <p>① 設置場所</p> <p>ア 保守点検が容易な場所に設置すること。</p> <p>イ 直射日光及び雨風が当たりにくく、湿気が少ない風通しの良い場所とする。また、雪の影響を受けない場所とする。</p> <p>ウ 運転音及び振動を考慮し、寝室・居間からできるだけ離れた位置とすること。</p> <p>エ 接地工事（アース）が必要なものは、必ず施工すること。</p> <p>② 据付</p> <p>ア ブロワーの基礎は、コンクリート造りとし、ブロワー自体の重量及び振動に十分耐え得るものとする。</p> <p>イ ブロワーの基礎は地盤より10cm以上高くし、ブロワー本体の外寸より5cm以上大きくすること。ただし、各製造メーカーの施工要領書等を参照した場合でも、これを下回らないものとする。</p> <p>ウ ブロワーの稼働を制御するためのタイマー等が付設されているものについては、その制御装置の作動状況を確認すること。</p> <p>エ ブロワーには、点検の妨げや熱がこもるような構造物を設置しないこと。</p> <p>オ 各製造メーカーから提出される型式適合認定書を参考に、規定風量以上の能力を有するかを再確認すること。</p> <p>③ 空気配管</p> <p>ア 送気管の距離はできるだけ短い場所を選定し、配管長さは10m以内で曲がり最低限度にとどめ、規定の送風量が確</p>

	<p>保できるものとする。</p> <p>④ 電気工事</p> <p>ア 浄化槽専用の電源を設けること。</p> <p>イ 電源は100Vで、ブローに近い建物外壁等に、カバー付き屋外防水コンセントを設置すること。</p>
1 2	<p>排水工事 合併処理浄化槽内外の排水工事については、点検や清掃に支障がないよう、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① 污水管（雑排水を含む）の最小口径は75mm以上とし、下水道用硬質塩化ビニール管を使用すること。</p> <p>② 柵は樹脂製の内径15cm以上のインバート柵又はトラップ柵を使用すること。</p> <p>③ 起点・屈曲点・合流点及び管径・勾配の変化点には、柵を設置すること。また、柵の間隔は直線部にあっては管径の120倍以下に1か所設置することとするが、トラップ柵を使用する場合は、二重トラップにならないようにすること。</p> <p>④ 浄化槽本体の流入・流出部にも柵を設置すること。</p> <p>⑤ 管勾配は1/100以上で、土被りは40cm以上とすること。ただし、特別な荷重がかかる場合はこれに耐え得る管種を選定するか、防護工を施すものとする。</p> <p>⑥ 管及び柵の基礎材は砂とし、十分に締固めを行うこと。</p> <p>⑦ 污水柵の蓋については、地表面からの侵入防止及び臭気防止の観点から密閉蓋とし、車輛等の通る場所では状況に応じて、耐圧蓋・鋳鉄蓋・鋳鉄製防護蓋等を使用すること。</p> <p>⑧ 雨水（足洗い場等の排水を含む）の接続は認めない。</p> <p>⑨ 浄化槽放流管は放流水路との水位差が適切に保たれているか（雨天時の高水位）を確認し、逆流しないよう水位差を適切に確保すること。</p>
1 3	<p>写真管理（要綱第13条関係） 事業における提出写真は、黒板に撮影内容・測定値等を記載し、原則同一方向から撮影し、更には、建物等が同時に撮影され位置関係等が確認できることとし、撮影内容は次のとおりであり、工事完了後に「工事完成写真」として提出すること。また、次に掲げるもの以外にも後から確認することができない不可視部分については、重点監督事項として撮影すること。なお、着工前・据付状況・竣工には</p>

浄化槽整備士が必ず入るものとする。

- ① 着工前
- ② 掘削状況
- ③ 掘削完了（掘削底盤寸法・掘削深）
- ④ 基礎碎石投入・敷均し・転圧状況・基礎碎石完了（寸法確認を含む。）
- ⑤ 捨てコンクリート打設状況・敷均し状況・打設完了（寸法確認を含む。）
- ⑥ 捨てコンクリート養生状況
- ⑦ 底盤コンクリート配筋状況
- ⑧ 底盤コンクリート配筋確認（寸法・ピッチ・スペーサー設置）
- ⑨ 底盤コンクリート型枠設置状況・型枠設置完了（寸法確認を含む。）
- ⑩ 底盤コンクリート受入試験（スランプ・エアー・カンタブ）及び試料採取確認
- ⑪ 底盤コンクリート打設状況・敷均し状況・打設完了（寸法確認を含む。）
- ⑫ 底盤コンクリート養生状況
- ⑬ 底盤コンクリート脱型状況
- ⑭ 底盤コンクリート出来形確認（水平確認・寸法確認・G Lからの下がりの測定を含む。）
- ⑮ 浄化槽据付状況
- ⑯ 流入口・流出口レベル確認
- ⑰ 浄化槽への注水状況及び満水確認
- ⑱ 水張試験（日付が分かる時計を一緒に撮影）及び浄化槽本体の鉛直方向・水平方向に対する確認
- ⑲ 水張試験完了後（試験開始から24時間後：日付が分かる時計を一緒に撮影）の外観からの漏水及び水面高の確認
- ⑳ 埋戻材投入状況（一層当たりの厚さ@300mm）
- ㉑ 埋戻材敷均し状況
- ㉒ 埋戻材転圧状況
- ㉓ 放流先排水構造物の着工前
- ㉔ 放流先排水構造物への放流管接続状況
- ㉕ 放流管接続完了後の放流先排水構造物の復旧状況及び完了状況

- ②⑥ 排水工事における管渠布設状況・完了・勾配確認
- ②⑦ マンホール設置状況
- ②⑧ 上部スラブコンクリート配筋状況
- ②⑨ 上部スラブコンクリート配筋確認（寸法・ピッチ・スペーサー設置）
- ③⑩ 上部スラブコンクリート型枠設置状況・型枠設置完了（寸法確認を含む。）
- ③⑪ 上部スラブコンクリート受入試験（スランプ・エアー・カンタブ）及び試料採取確認
- ③⑫ 上部スラブコンクリート打設状況・敷均し状況・打設完了（寸法確認を含む。）
- ③⑬ 上部スラブコンクリート養生状況
- ③⑭ 上部スラブコンクリート脱型状況
- ③⑮ 上部スラブコンクリート出来形確認（寸法確認を含む。）
- ③⑯ ブロワー設置着工前（建物との位置関係が分かるようにすること。）
- ③⑰ ブロワー基礎（着工前・施工状況・完了（寸法確認を含む。））
- ③⑱ ブロワー及び空気配管設置状況
- ③⑲ ブロワー及び空気配管設置完了 1（建物との位置関係が分かるようにすること、またカバー付き屋外防水コンセントも同時に写るよう配慮すること。）
- ④⑩ ブロワー設置完了 2（③⑲のアップとし、ブロワー型式及び消費電力が分かるよう撮影）
- ④⑪ 総合試運転状況
- ④⑫ ①から④⑪までの写真の他に、土留工事・既製底盤コンクリート（プレキャスト）上載対策工事・浮き上がり対策工事・傾き対策工事が必要な場合は、「着工前・施工状況・完了等」一連の流れが分かるかたちで撮影すること。また、単独浄化槽及び汲み取り槽を撤去する場合には、周辺状況（建物・背景等）が写るよう撮影するとともに、「着工前・施工状況・完了等」一連の流れが分かるかたちで撮影すること。

1 4	提出資料 事業における提出資料は、工事写真（1 3 の写真管理）と併せて、次の資料を提出することとする。ただし、原本が1部のみの場合はコピーの提出を認めるが、確認を行うため原本
-----	--

	<p>も同時に提出すること（確認後、原本は返却する。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 砕石試験成績表 ② コンクリート試験成績表及び出荷証明書 ③ 鉄筋ミルシート（検査証明書） ④ 基礎・埋戻し材（砂・土砂）試験成績表 ⑤ 浄化槽本体及び関連附帯設備の型式等が記載された出荷証明書 ⑥ その他必要な資料
1 5	<p>その他留意事項 事業においては、この要綱と併せて、次に掲げる事項等に留意することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に基づいて工事を行うこと。 ② 労働安全衛生法を遵守し、工事中の安全を図ること。 ③ 質疑がある場合は、町の担当者と協議のうえで施工すること。 ④ 補助対象者と補助対象者から依頼を受け浄化槽工事を行う業者との間で、万が一、トラブルが発生した場合は当事者間で解決すること。なお、町は当事者間のトラブルの解決には一切関与しない。 ⑤ この基準に定めのない事項については、次の指針等によるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 国土交通省：浄化槽の設計・施工上の運用指針 イ 国土交通省：公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ウ 国土交通省：公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） エ 厚生労働省：土止め先行工法に関する指針とその解説 オ 全国浄化槽推進市町村協議会：浄化槽整備事業の手引き カ 日本下水道協会：下水道排水設備指針 ⑥ 循環型社会形成推進交付金交付要綱 ⑦ 循環型社会形成推進交付金交付要領

別表第2（第6条関係）

人槽の区分	補助金の額
5人槽（延床面積130㎡以下）	414千円以内
7人槽（延床面積130㎡を超える）	474千円以内
10人槽（浴室及び台所が2つ以上）	660千円以内
単独転換（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換）に伴い必要となる宅内配管工事	上記に上乗せ 330千円以内

備考 2世帯住宅で、浴室及び台所が2つ以上ある住宅は、実際にほぼ独立した生活が送られていることから、人槽の区分は10人槽とする。ただし、実状に応じて減ずることができるが、適正な処理能力の浄化槽とすること。